

平成26年度第3回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日時：平成26年11月5日（水）10時00分～11時30分

場所：小牧市役所 東庁舎4階 本会議用控室

【出席委員】

田村 伸吾、井戸田 修、森 典嗣、栗本 誠、落合 勝之、羽飼 伸、
野畑 紀子、北出 恵子、上坂 敏夫、鈴木 淑博、玉置 高廣、五藤 隆
夫、川渕 義隆、河村 典久、住田 邦久、辻 勝哉、馬場 容子、貝 隆
(18名)

【欠席委員】

芳村 暢昭、伊藤 弘孝
(2名)

【事務局】

櫻井市民生活部長、廣畑市民生活部次長、川尻廃棄物対策課長、秋田リサ
イクルプラザ所長、藤田係長、余語係長、竹村主事、長縄主事補

【中日本建設コンサルタント(株)】

山田 剛士、佐伯 茂雄

内 容

川尻課長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。 私は本日の進行を務めます、廃棄物対策課長の川尻です。よろ しくお願いします。</p> <p>早速、始めたいと思いますが、本日、伊藤委員より欠席の連 絡を受けておりますのでご報告します。</p>
川尻課長	<p>それでは会の開催に先立ちまして、市民憲章の唱和を行いま す。委員の皆様はご起立をお願いします。</p> <p>本日お配りした次第の裏面に市民憲章を記載しておりますの で、こちらをご覧ください、私が先導しますので、私に続いて ご唱和をお願いします。</p> <p>～市民憲章唱和～</p>

川尻課長	<p>ご着席ください。</p> <p>続きまして、事務局を代表しまして櫻井市民生活部長よりご挨拶申し上げます。</p>
櫻井部長	<p>～部長あいさつ～</p>
川尻課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまより第3回廃棄物減量等推進審議会を始めます。この会議及び会議の議事録は公開となっておりますので、ご承知おきください。</p> <p>なお、本日は小牧市ごみ処理基本計画策定委託業務を受注している中日本コンサルタント株式会社の担当者2名も出席しております。</p> <p>それでは落合会長にご挨拶いただきます。</p>
落合会長	<p>～会長あいさつ～</p>
川尻課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入りますが、議事の進行については「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」第4条第2項の規定に基づき、落合会長にお願いします。よろしくお願いします。</p>
落合会長	<p>それでは、議事に入ります。次第にそって進行します。</p> <p>まず始めに、議事（1）小牧市ごみ処理基本計画（案）について、事務局の説明を求めます。</p>
藤田係長	<p>それでは、議題1「小牧市ごみ処理基本計画（案）について」説明します。この度、委託業者である中日本建設コンサルトと協議の上、叩き台を作成しました。これは素案であり、今回ご審議いただいた意見をふまえ、内容を修正し、12月16日に開催を予定している第4回の審議会において正式に諮問させて</p>

いただきたいと考えています。

また、来年 1 月にはパブリックコメントを実施し、そこで提出された意見を考慮した上で、第 5 回の審議会において答申いただく予定です。

ごみ処理基本計画ですが、廃棄物処理法の規定により区域内の一般廃棄物の処理に関し、「一般廃棄物処理計画」として、(1) ごみの発生量及び処理量の見込み、(2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項、(3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分、(4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項、(5) ごみの処理施設の整備に関する事項、(6) その他ごみの処理に関し必要な事項について定めなければならないとされ、同法施行規則により、「一般廃棄物処理計画」は基本的事項を定める「基本計画」と基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」によるとされています。議題 1 の「ごみ処理基本計画」はここでいう「基本計画」にあたり、議題 2 の「平成 27 年度一般廃棄物処理実施計画」は各年度の事業について定める「実施計画」にあたるものです。

それでは、資料に沿って説明します。3 ページの目次をご覧ください。今回のごみ処理基本計画は第 1 章の「基本的事項」・第 2 章の「現状と課題」・第 3 章の「ごみ処理基本計画」・第 4 章の「目標の達成に向けた取り組み」・第 5 章の「ごみ処理計画」・第 6 章の「計画推進・管理計画」の 6 つの章で構成しています。

今回のごみ処理基本計画は、現行のごみ処理基本計画を基本に作成していますが、前回の計画との違いとしては、第 5 章を前計画の「その他適正処理計画」から「ごみ処理計画」に変更し、計画策定後の収集、中間処理、最終処分、再資源化計画及びその他適正処理計画について記載したこと、本計画はあくまで基本方針であるということから、全体的に記載事項を整理し、本編を読みやすくしていることです。

それでは、章ごとに記載事項を説明させていただきます。資

料の4ページをご覧ください。第1章は計画の目的や位置づけ、計画の期間など、基本的な事項について記載しています。資料の7ページをご覧ください。資料の7ページではごみ処理基本計画の骨子ということで、本計画の要点についてまとめています。基本理念については、現在の計画と同様の「資源循環型社会の構築」としています。基本方針については、前計画を整理し、「市民・事業者のごみ減量・分別に向けた意識啓発」、「市民・事業者・行政の協働による3R推進」、「効率的で環境負荷の少ない分別収集及びごみの適正処理」としました。それぞれの基本方針に基づく取り組み内容については、第4章の「目標の達成に向けた取り組み」で記載しています。

続いて第2章の「現状と課題」について説明します。資料の8ページをご覧ください。第2章の「現状と課題」では、現状のごみの収集・中間処理・最終処分・資源化・ごみ処理事業について記載し、21ページになりますが、最後に課題を記載しています。前回の計画では、「発生抑制・再資源化」、「収集運搬」、「中間処理」、「最終処分」、「ごみ処理事業」に分け、それぞれ現状を説明した後に個別に課題を記載するという構成でしたが、廃棄物行政はごみの排出から収集・処理まで連動性が高く内容も重複するため、現状の説明の後に一括で課題を挙げるという構成にしています。

続いて第3章「ごみ処理基本計画」について説明します。資料の22ページをご覧ください。第3章では第1章の骨子で示した基本理念・基本方針について詳細を説明し、それに基づく減量・再資源化目標を記載しています。

続いて資料の24ページをご覧ください。第4章「目標の達成に向けた取り組み」についてですが、課題の解決や基本理念の実現に向けて、基本方針に基づく具体的な取り組みの方法・施策について記載しています。

続いて第5章「ごみ処理計画」について説明します。資料の30ページをご覧ください。第5章の「ごみ処理計画」では、先の変更点でも説明しましたが、市としての将来のごみの分別

	<p>排出や収集、中間処理などの方向性を示すため、それぞれ第2章の「現状と課題」に沿って、ごみ処理基本計画策定後の個々のごみ処理についての計画を記載しています。現行の計画では新たにごみの処理フロー図や施設の概要、今後の処理量の目標値を記載していますが、環境センターの施設が更新されることから計画案では、ごみ処理方式が変わること、またそれに伴い「燃やさないごみ」の名称が「破碎ごみ」に変わること、ごみの分別区分に新たに「剪定枝類」が加わることなどを追加しています。</p> <p>続きまして第6章の「計画推進・管理計画」について説明します。資料の39ページをご覧ください。第6章では、策定したごみ処理基本計画に沿って事業を進めていくための基本的事項を記載しています。</p> <p>以上で、ごみ処理基本計画（素案）の概略の説明とさせていただきます。なお、今回は直前に資料を送付したため、お配りさせていただきました「意見募集用紙」にて今回の素案に対するご意見を承りたいと思います。ご意見があれば来週12日までに、郵送またはFAXにて廃棄物対策課までご提出をお願いします。議題1についての説明は以上です。</p>
落合会長	意見送付ということですが、どういうことですか。
藤田係長	今回、資料送付から審議会開催までの間が短かったため、資料に読み切れない箇所があることかと思われま。そのため、審議会後にお気づきになる点も多いことかと思われま。意見の募集用紙を配布させていただいています。
落合会長	わかりました。それでは、今の説明について意見や疑問がある方はいらっしゃいますか。
落合会長	<p>～沈黙～</p> <p>それでは一点。今回ごみ処理基本計画を策定するということ</p>

	<p>ですが、新しいものを作り直すということですか。</p>
藤田係長	<p>前は平成 22 年 3 月に策定を行っています。今回は、前回の策定より 5 年が経過しているため、改定を行います。</p>
落合会長	<p>コンサルタントは前回も中日本建設コンサルタントが行ったのですか。</p>
川尻課長	<p>今回のコンサルタントは、プロポーザル形式で決定しました。前回のコンサルトは違う業者です。</p> <p>また、先ほど全面改訂ではないかというご指摘がありましたが、基本的な骨子については変更ありません。しかし、来年度新炉が完成するなど状況が大きく変化するため、構成などは変更していきます。</p>
落合会長	<p>今回の計画案には昨年度行った経営分析の結果は反映されていますか。</p>
長縄主事補	<p>経営分析で出た結果については、第 4 章に盛り込んでいます。</p>
上坂委員	<p>今の説明では資料が多く、今回の計画案の要点理解できませんでした。事務局からもう一度要点について挙げてもらえますか。</p>
落合会長	<p>34 ページにごみ処理フロー図が載っているが分かりにくい。もっとわかりやすいものはありませんか。また、計画案だけでは新炉ができた後、旧施設の跡地利用などについて分かりにくい。</p>
川尻課長	<p>フロー図につきましては、一般の方が見てもわかりやすい図となるよう作り直します。</p>

	<p>処理棟の跡地利用については現在未定です。平成 28 年度から平成 30 年度に第二期工事を予定しており、跡地利用はどのように利用するのかその際に整理していきます。現在は本市と岩倉市、小牧岩倉衛生組合とで話し合いを行っています。</p> <p>当審議会においては、2 年に 1 回先進地視察を行っており、次年度完成した新施設見学を行いたいと考えています。しかし、現在工事中であり、見学ができるようになり次第調整を行っていく予定です。</p>
森委員	<p>来年になると役員が変わり、委員が代わる場合が考えられます。今年度中に現在の委員で視察を行うことはできませんか。</p>
川尻課長	<p>当審議会の任期は 2 年ですが、ご指摘の通り来年度で委員が代わってしまう方もいらっしゃいます。新施設に関しては現在工事中であり、いつごろ見学ができるようになるのかは未定ですが、年度末までに調整できればと考えています。</p>
森委員	<p>年度末は区の役員会や区長会など予定が多いため、慎重に日程調整を行ってほしい。</p>
川尻課長	<p>わかりました。</p>
住田委員	<p>第 1 章 5. 計画期間及び目標年次を見ると 5 年ごとの改定とあるが、PDCA サイクルとしては期間が長すぎるのではないですか。</p>
川尻課長	<p>5 年ごとに見直しをかけていくと説明しましたが、毎年当審議会の第一回目において各施策の進捗状況について説明を行っています。そういった中で毎年 PDCA サイクルを回しています。</p>
住田委員	<p>わかりました。</p>

落合会長	<p>今回の審議会後、意見送付を行うということですが、取りまとめた意見については次回の審議会です事務局が回答するということが良いですか。</p>
川尻課長	<p>次回の審議会です回答を行う予定です。 先ほどの要点が分かりにくいとの意見につきまして、詳細な説明を行うことが可能ですがどうしますか。</p>
落合会長	<p>時間的に余裕がありますので、お願いします。</p>
長縄主事補	<p>それでは、現行の計画と計画案で大きく変更する点について説明します。</p> <p>資料の7ページをご覧ください。基本理念について変更はありませんが、基本方針に変更があります。現行の計画では「市民・事業者・市の協働によるごみ減量化と再資源化の推進」とありますが、計画案では「市民・事業者のごみ減量・分別に向けた意識啓発」「市民・事業者・行政の協働による3R推進」の2点に細分化しました。現行の計画にある「資源循環型社会に対応した効率的な分別収集の推進」「環境に配慮したごみ処理システムの推進」の2点は計画案では「効率的で環境負荷の少ない分別収集及びごみの適正処理」の1点に統合しました。これは、分別と収集を別々に考えるのではなく、中間処理から最終処分までを含めた一連の流れを1つの方針としてまとめて考えているためです。</p> <p>この基本方針に沿って進めていくにあたっての目標値を7ページ下段に記載しています。現行の計画にある平成25年度目標値についてはすでに達成されていますが、今後のごみの減量は大幅に進むことはないの見込んでいます。ごみの総排出量に対する資源化量の割合は環境センターの新炉稼働に伴い、ごみの焼却量に対しておよそ7%の再資源化可能なスラグを得ることができるということで、再資源化量が大幅に増えることが予想されます。今後本市は、この目標値達成に向け、基本的事</p>

項を定め、施策を進めていくこととなります。

続いて第 2 章について説明します。計画案は、現行の計画と基本的な記載事項は変わりませんが、より見やすくまとめています。大きな変更点は、現行の計画では中間処理、最終処分など各項目の後にそれぞれの課題を記載しています。しかし、計画案では、8 ページの収集状況から、中間処理、最終処分まで一括して説明した後、まとめて 21 ページに課題を記載しています。また、現行の計画では再資源化事業の実績値を記載していますが廃棄物対策課にて毎年作成している清掃事業概要に同様の記載があるため、計画案には記載しません。

計画案の課題については 21 ページに 5 点、記載しています。計画案で重点的に進めるべき課題として挙げている点は、「資源分別の向上」「紙類等資源分別の徹底」の 2 点です。「資源分別の向上」については、近年資源の回収量が減少傾向にあり、原因を探る中で行政の回収とは別に民間が設置する古紙回収コンテナの普及や、資源回収団体による資源回収などが増えているため、市の資源回収量は減少しているが、再資源化率は減少していないということが判明しました。こうした民間による資源回収が増えることで市民の排出機会が増え、結果として再資源化率が向上すると考え、市としても協力をしていくと記載しています。「紙類等資源分別の徹底」については、燃やすごみの排出量は本市のごみの 7 割近くを占めており、その組成調査の結果ではおよそ 5 割が紙類であることが分かっています。したがって、紙類の再資源化に力を入れていきたいと考えています。

これらの課題の達成に向けた取り組みについて第 4 章に記載しています。24 ページをご覧ください。それぞれの方針に沿った基本的な施策を記載しています。現行の計画では目標の達成に向けた取り組みが多く記載されていましたが、計画案では真に必要とする取り組みのみを記載し、重複する内容は統合し記載しています。

25 ページをご覧ください。現行の計画「市民・事業者への

積極的な情報提供」の 9 点の内容を計画案では「広報やホームページ及び各種パンフレット等の活用」「新たな媒体の活用（SNS、清掃事業概要や一般廃棄物会計基準の公表）」の 2 点にまとめました。続いて計画案の「市民・事業者の意識啓発」では、市民、事業者それぞれを対象とした排出指導について記載しています。特に「自主回収場所の利用促進」では、先ほど説明しました古紙コンテナなど民間による自主回収について、マップを作成したり、出前講座において案内したり広く周知を行っていくことについて記載しています。

26 ページをご覧ください。今回新たに「不用品回収業者の指導」を追加しました。近年、本市においても不用品回収を行っている業者が増加傾向にあり、業者についての情報収集や指導などを行っています。今後も違法性が高いと疑われる業者等に対して指導を行っていきます。また、「子供服リユース」も追加しました。本市において平成 24 年より、各児童館において子供服リユースを実施しており、今後も継続するため新たに追加しました。

27 ページをご覧ください。「パソコンの回収」を新たに追加しました。今年度 7 月よりパソコンの行政回収を開始しました。今後もパソコン、携帯電話の資源化に努めると記載しています。「剪定枝の拠点回収」についても現在進めているところで、早ければ平成 27 年度に実施を予定しています。「事業系ごみの市外再資源化施設への搬入の促進」については、事業系ごみの減量化の達成に向け進めていきます。再資源化可能な品目については、環境センターへの持ち込みを制限し、再資源化を促します。

30 ページをご覧ください。第 5 章については今回新たに追加した章です。本計画は、本市がごみの処理を進めていくに当たり、基本的事項を定める計画です。第 5 章では本計画改定後の収集・中間処理・最終処分それぞれの方向性を本計画で示し、特に大きく変わる点が 2 点あります。1 点は燃やさないごみの名称を破碎ごみに変更する点です。これまでも説明していま

<p>落合会長</p>	<p>すが、環境センターの新炉では、燃やさないごみを破碎後、焼却します。したがって、燃やさないごみという名称がそぐわないため、破碎ごみという名称に変更します。2点目は家庭から排出される剪定枝について行政回収を行うということを検討しているため、剪定枝という品目を追加しました。中間処理計画についても、新炉が稼働するということで計画改定後のものを記載しています。33 ページをご覧ください。各施設の概要を記載しています。34、35 ページでは各施設でのごみ処理フロー図と処理量の見込みを記載しています。36 ページでは市による中間処理としてリサイクルプラザでの処理量の見込みを記載しています。記載順は第 2 章の記載順と合わせています。</p> <p>現行の計画の第 5 章について計画案では第 5 章第 5 節として 37 ページに記載しています。「適正処理困難物への対応」は今回新たに追加する項目です。本市の適正処理困難物については、実施計画の中で定めていますが、実施計画は本計画をもとに策定するものであるため、計画案にも記載しました。38 ページの「在宅医療廃棄物への対応」も今回新たに追加する項目です。近年、医療に伴う廃棄物の量が増加しており、今後高齢化社会が進むにつれて増加することが予想されるため、重要な事項であるとして記載しました。</p> <p>第 6 章の後には資料編を記載する予定です。次回の審議会においては、資料編を記載し、諮問させていただく予定です。施設の概要図や詳細なフロー図についてはこの資料編に盛り込みたいと考えています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>計画案には新施設の処理量は載っているが、能力が記載されていないが、現行の計画と同様に記載してもらいたい。また、集じん灰が再資源化されるということとですが、具体的な持ち込み先など詳細に資料編に載せて欲しいです。</p>
-------------	--

五藤委員	<p>新炉ではプラスチック製品を燃やす方向で検討しているということですが、今回の資料の中では最終的に燃やさないごみとして処理をすると記載されています。180度違う話しですが、どういう事ですか。</p>
川尻課長	<p>プラスチック製品を燃やすことはこれまでに説明してきたとおりで、現在も検討中です。また、環境センターがある地元区と公害防止協定を結んでおり、プラスチック製品を燃やしても、協定の基準値を遵守できるかどうか検証を行う必要があります。検証を行った結果、数値的に問題なく、地元区からも理解がいただけた場合、将来的に燃やして行きたいと考えています。しかし、改定を行う平成26年度中に結論を出すことができないため、計画案の中では燃やさないごみとして記載しています。</p>
五藤委員	<p>分かりました。</p>
北出委員	<p>今回のごみ処理基本計画のページ数は現在の40ページとなるのですか。</p>
長縄主事補	<p>今回配付している計画案に加え、資料編の追加を予定しています。</p>
落合会長	<p>他に質問もないようですので、議事(2)平成27年度小牧市一般廃棄物処理実施計画(案)について、事務局の説明を求めます。</p>
藤田係長	<p>それでは、議題(2)平成27年度一般廃棄物処理実施計画(案)について説明します。資料2の40ページをご覧ください。これは議題にて説明したとおり、基本計画のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」となるもので、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例に基づき毎年策</p>

定し、告示していくと定められたものです。最終的な計画案の承認は2月の審議会にていただくこととなります。今回、その案がまとまりましたので、ごみ処理基本計画と併せてご審議いただきます。

まず、排出見込み量についてですが、資料の43ページをご覧ください。H27年度の家庭系ごみが33,225トン、事業系ごみが14,924トンで合計51,039トンとしています。ちなみに、事業系ごみの中には平成25年度から統計を開始した事業系資源も含まれています。

家庭系ごみの数値は、今回ごみ処理基本計画の改定ということもあり、ごみ処理基本計画の目標値を算出するために推計した次年度のごみ量そのままの数値を用いました。なお、昨年度の実績としては、家庭系ごみの排出量は33,484tとなっています。

事業系ごみの数値についても、ごみ処理基本計画の推計値そのままの数値を使用しています。なお、昨年度の実績は14,858tとなっています。

次にし尿についてですが、し尿の排出量は3,702キロリットル、し尿浄化槽汚泥の排出量は16,001キロリットルとしています。この数値は過去2年間の変動率の平均を算出し、本年度の生活排水処理基本計画の計画量に乗じた数値です。あくまで現時点での暫定数値と捉えていただきたいと思います。なお、昨年度の実績としましては、し尿は約4,188キロリットル、浄化槽汚泥につきましては、約15,999キロリットルとなっています。

続きまして、今年度の計画との変更点について説明しますので、資料41ページに戻ります。まず2の計画期間ということで、本計画の対象とする期間を新たに記載しました。また、先ほども説明しました破砕ごみについても名称の変更を行っています。

続いて資料の42ページをご覧ください。分別収集種類、回数及び収集方法に本年7月から収集を開始した家庭系パソコ

	<p>ンと来年度収集を開始する予定の剪定枝類を追加しました。</p> <p>続いて資料の 43 ページをご覧ください。最上段のイとなりますが、昨年度新たに統計を開始した事業系資源も、市から発生する一般廃棄物であるため、市のごみ処理についての計画に定めるべき事項ということで、事業系ごみをごみと資源に分けて記載しています。ちなみに事業系資源とは市外の再資源化処理施設に持ち込まれ、再資源化された事業系の剪定枝、食品残渣のことを指します。</p> <p>続きまして 5 の処理の方法についてですが、(2) し尿、(3) 浄化槽汚泥については、平成 27 年度稼働予定の小牧市クリーンセンターで一括処理を行うため、それぞれ処理については小牧市クリーンセンターで行うこととしました。</p> <p>続いて資料の 44 ページをご覧ください。共同住宅居住者等に対する排出指導についてですが、昨年度、策定した小牧市共同住宅における家庭系廃棄物の排出方法等に関する要綱に基づき、共同住宅居住者や管理者に対し排出指導を行ってきたところです。今後、より踏み込んだ指導を行うため、条例化を行い、更なる排出指導に努めます。</p> <p>続いて 45 ページをご覧ください。家庭から発生する剪定枝等の拠点回収についてですが、リサイクルセンター内にある第 2 資源回収ステーション内に仮置き場を設置し、来年 7 月から行う予定です。</p> <p>以上で、議題 2 についての説明を終わります。</p>
落合会長	<p>それでは、ただいまの説明について質問などありますか。</p>
	<p>～沈黙～</p>
落合会長	<p>質問などないようですので、本日予定している議事については以上です。</p>
	<p>続きまして、次第 4 その他 (1) 小牧市指定袋の規格等の変更について事務局の説明を求めます。</p>

藤田係長	<p>それでは、次第 4 その他 (1) 小牧市指定袋の規格等の変更について説明します。資料 3 の 48 ページをご覧ください。</p> <p>この件については、第 1 回、第 2 回の審議会で審議いただいておりますが、この度岩倉市とも協議を行い、新しい指定袋の規格が決定しましたので報告します。</p> <p>燃やすごみ用指定袋について、これまでは炭酸カルシウムを含有させることで破れやすいという問題点を抱えていました。しかし、新炉の処理能力では炭酸カルシウムを含有させる必要がなくなったため、材質を高密度ポリエチレンを 8 割、低密度ポリエチレンを 2 割に、乳白色の染料を 1% 含有させます。</p> <p>燃やさないごみ用指定袋については、名称を破砕ごみに変更するのみで、他の規格については従来と同様です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
栗本委員	<p>燃やさないごみが破砕ごみに変更されるということですが、平成 27 年のごみ収集カレンダーにも反映されますか。</p>
長縄主事補	<p>平成 27 年のごみカレンダーについては、現在作成中です。その中で、4 月から名称を変更する予定です。</p>
栗本委員	<p>名称が変わる 4 月からは、燃やさないごみと記載された古い袋は使えませんか。</p>
長縄主事補	<p>今回は名称のみの変更となるため、4 月以降も古い指定袋を使用することができます。</p>
落合会長	<p>新施設において、破砕は従来の破砕機を使用するのですか。新たに破砕機を導入するのですか。</p>
長縄主事補	<p>環境センターに新しい二軸式の破砕機を導入します。</p>
落合会長	<p>分かりました。</p>

	<p>従来の炉から新炉への切り替えは慎重に行ってほしい。 規格が変わる燃やすごみ用指定袋の強度は十分ですか。</p>
長縄主事補	<p>従来のものより強くなります。</p>
貝委員	<p>燃やすごみ用指定袋の 45ℓの新設はどうなりますか。</p>
川尻課長	<p>燃やすごみ用指定袋の 45ℓの新設については、分別の見直しを行った際に、プラスチック製品などが 30ℓでは入りきらないことが予想されたため、検討していました。しかし、分別の見直しが当面見送られる事となったため、45ℓの新設は致しません。</p>
落合会長	<p>質問などないようですので、次に進みます。事務局から何かありませんか。</p>
藤田係長	<p>次回、第 4 回審議会の開催日程について、平成 26 年 12 月 16 日を予定しています。後日、通知文を送付いたします。</p>
落合会長	<p>長時間に渡り、ご意見、ご協力をいただきありがとうございました。これにて閉会いたします。</p>